

I 災害概論

I 災害概論

§ 1 農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業

災害復旧事業において災害とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって起る人命の損傷、建物、作物等の損失、河川、道路、港湾あるいは農地、農業用施設等の損害をいいます。従って、これらのものが損害を被ったとしても、それが原因不明であった場合、又は人為的な原因であった場合は、災害として取扱いません。

このように異常な天然現象によって発生した災害に対して、国はその復旧あるいは損害に対していろいろな形で国庫補助あるいは融資を行っています。

これらのうち、農地及び農業用施設等の災害復旧事業は農林水産省農村振興局整備部防災課（災害対策室）において担当しており、その主なものは次のとおりです。

(1) 農地農業用施設災害復旧事業

この事業は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設）が災害を受けた場合の復旧事業です。

この事業に対する国庫補助は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」）に基づき行われます。

(2) 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業

この事業は、「海岸法」に基づいて管理されている海岸又はこれに設置されている堤防、護岸、突堤等の施設及び「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止施設のうち、農林水産省農村振興局所管のものに災害が発生した場合に対象となる災害復旧事業です。この事業に対する国庫負担は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（通称「負担法」）に基づき行われます。

(3) 直轄及び代行災害復旧事業

現に国営で施行中の事業及び事業完了後に国営造成施設として管理委託されている施設等が暫定法第2条5項に規定する災害を受けた場合は、土地改良法第87条の5の規定（急施の場合）により復旧事業を実施します。

(4) 農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業

現に国営事業で施行中の海岸保全施設及び地すべり防止施設が負担法第2条第1項に規定する災害を受けた場合は、海岸法第6条及び地すべり等防止法第10条の規定により農林水産大臣の直轄工事として災害復旧事業を施行します。

(5) 湛水排除事業

農地等自体に被害がなく、単に洪水が農地に浸入して湛水したため農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合、湛水を排除する事業で、この事業は被害の規模が大きい場合にのみ予算補助されるものです。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（通称「激甚法」）制定以前は、相当大規模な湛水排除事業が行われた場合で、国が国庫補助の必要があると考えられる場合に、その都度特別に予算措置がとられました。（昭和34、36、37年に実施）

激甚法制定以後は、激甚法第10条（土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助）に基づき、その都度必要に応じて予算措置されることになっていました。（昭和39、40、41、42、44、46年に実施）

その後、昭和47年に次の恒久的な採択基準が制定され、これに基づき事業が実施されています。（昭和47、49、51、53、54、55、60、61、平成10、14、16、23、29年、令和元年、3年に実施）

[実施例]

区 分	令和3年 湛水排除事業
1. 助成対象	令和3年8月の豪雨により湛水した農地において湛水を排除する事業
2. 1団地の規模	30ha以上
3. 補助率	90%

(6) 除塩事業

災害によって農地に海水が浸入し、塩害を受けたため、これを除去する目的で都道府県、市町村、土地改良区等が応急的に行ったかんがい排水施設の設置又は変更、揚水機による用排水、客土、石灰等の施用に対し、必要に応じて国が助成措置を行うもので、過去において、昭和28年の台風13号災害、昭和34年の伊勢湾台風災害、昭和35年のチリ津波災害、昭和36年の第2室戸台風、平成11年の台風18号災害、による塩害に対し臨時特例的に措置されました。また、東日本大震災に係る除塩事業

については、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」により、土地改良事業とみなして、補助率の嵩上げ等が措置されました。なお、南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクの高まりを契機とし、平成29年に土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけられました。

〔実施例〕

区 分	平成11年 除塩事業
1. 助 成 対 象	9月の台風18号により農地に海水が浸入したため塩害を除去する事業
2. 1団地の事業費	工事の費用40万円以上
3. 補 助 率	50%

区 分	平成23年 除塩事業
1. 助 成 対 象	東日本大震災における津波により農地に海水が浸入したため塩害を除去する事業
2. 1団地の事業費	工事の費用40万円以上
3. 補 助 率	90%

(7) 干害応急対策事業

かんがい期間中において異常な干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農作物が枯死するおそれがあるため、これを防止する目的で自主的に水路、井戸の掘さく、揚水機の設置等の応急対策が全国的に実施されたような場合、これらの事業に対し臨時特例的に助成措置を行うもので、過去において昭和33、35、36、37、39、40、41、42、43、48、53、平成6の各年の応急対策事業に対し助成措置がとられました。

〔実施例〕

区 分	平成6年 干害応急対策事業
1. 助 成 対 象	4月1日から9月30日の間における連続干天日数20日以上又は30日間雨量100mm以下の地域 査定見込額がおおむね1億円以上の都道府県内で実施した事業
2. 1団地の事業費	工事費及び機械費の合計額が30万円以上
3. 補 助 率	1/3 ただし、機械購入及び賃借に係るもので、共同施行で実施したもの20%

この実施例は過去においてとられた措置の事例であり、このような事態が生じた場合に必ず以上のような措置がとられるものと決まっているものではありませんが、災害復旧事業の全ぼうを説明するため参考までに表記しました。

即ち、農村振興局で所管する災害復旧事業は、農作物を作付けする農地と、これを成育させるために必要な用排水施設、営農上必要な道路及び橋梁、海岸保全施設及び地すべり防止施設等の諸施設が異常な天然現象によって壊れた場合や、その機能に障害を生じた場合に、これを原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合等において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設とすることを含む。）ための事業となります。

§ 2 災害復旧制度の沿革

1 暫定法の制定まで

農地及び農業用施設の災害復旧事業は、農林水産業の維持を図り、併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土の保全に対し重大な役割を担っています。災害は地方公共団体及び地域経済に影響するところが少なからずあるため、国はこの災害復旧に対し助成措置を講ずることになりました。

大正年代以降の国の助成策を見ると、農地及び農業用施設等の災害復旧に対して初めて国が助成する措置をとったのは、大正12年の関東大震災のときです。

当時農商務省の農地関係事業の助成制度としては、耕地整理法及び開墾助成法並びにこれに基づく諸規則が制定されていたので、これらの規則の準用によって次のような助成がなされました。

農地の復旧補助率 5/10～10/10

用排水施設補助率 6/10～8/10

以来毎年全国各地を襲う風水害等の災害に対して復旧策、あるいは応急策として国庫補助又は低利融資等の措置が講じられました。

昭和9年（室根台風等）の風水害以降は、災害復旧補助制度の確立を期し、農地の復旧には1/3～5/10、農業用施設の復旧には4/10～6.5/10を補助し、また災害の程度に応じて被害甚大な府県に対しては特に9/10までの補助率をもって助成策が講ぜられ、地域的に補助率を増加する制度等幾度かの変遷がありました。

昭和24年に至ってシャープ勧告※により「公共施設の災害復旧は全額国庫負担とすべき性質のものであるが、農地復旧のみは公共性に乏しい」として補助制度を打切られることとなりました。これに対し、被災農家の反対運動が全国的に拡大し、GHQ 及び財政当局は再び農地復旧に対する補助を復活しました。

これを契機として災害復旧事業の国庫補助制度に対する立法化の必要性が痛感され、昭和25年第7国会において現行の「暫定法」が制定されました。

※経済の安定、長期的・安定的な税制、均衡のとれた公平な税制、地方自治確立のための地方財政の強化、強力な執行体制の整備など、国税・地方税を通じた税制や税務行政全般にわたる勧告書

2 暫定法の改正経緯

その後社会情勢の変化に伴い改正を重ね現在に至っています。

改正経緯の主なものは、次のとおりです。

年	暫定法
S25	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（法律第169号）の制定
26	○暫定法の一部改正（法律第92号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地荒廃防止施設、漁港施設のうち、地方公共団体の維持管理に属するものは除く（負担法の対象とした） ・ 補助率の変更 <ul style="list-style-type: none"> 林道 5/10→奥地幹線林道 6.5/10 その他の林道 5/10
27	○暫定法の一部改正（法律第83号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次高率補助の追加 <ul style="list-style-type: none"> 農地 5/10→8/10 農業用施設 6.5/10→9/10 ○暫定法の一部改正（法律第317号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所工事の費用についての最低額の引下げ 15万円→10万円
29	○暫定法の一部改正（法律第124号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付先の変更 <ul style="list-style-type: none"> 国から事業を施行する者→国から都道府県
30	○暫定法の一部改正（法律第164号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設を補助対象

	<p>補助率 2/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次高率補助の追加 <p>農業用施設 6.5/10→10/10</p> <p>奥地幹線林道 6.5/10→10/10</p> <p>漁港施設 6.5/10→10/10</p>
31	<p>○暫定法の一部改正（法律第142号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊要な災害復旧事業に対する政府の措置の追加
33	<p>○暫定法の一部改正（法律第183号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次高率補助の追加 <p>農地 5/10→9/10</p> <p>その他の林道 5/10→8.5/10</p>
36	<p>○暫定法の一部改正（法律第100号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連年災害における国の補助率の特例の追加
59	<p>○暫定法の一部改正（法律第28号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象施設の追加及び共同利用施設の所有主体として営利を目的としない法人の追加 ・1箇所の工事の費用についての最低額の引上げ 10万円→30万円 ・1箇所の工事とみなす範囲の拡大 50m→100m
H10	<p>○暫定法の一部改正（法律第22号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1箇所の工事の費用についての最低額の引上げ 30万円→40万円 ・1箇所の工事とみなす範囲の拡大 100m→150m
11	<p>○暫定法の一部改正（法律第87号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する国の関与を最小限等 <p>○暫定法の一部改正（法律第160号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方支分部局の長への権限委任規定の追加 ・「主務大臣」、「命令」の明確化
30	<p>○暫定法の一部改正（法律第23号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二条第一項の耕作に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を追加

3 激甚法の制定

暫定法制定後においても年々の災害は、国民経済に著しい影響を及ぼし、特に昭和28年の第13号台風や、昭和34年の伊勢湾台風等によって大災

害を被った地域の農家は暫定法による国庫補助のみではその負担に耐えきれない状態となったため、このような大災害が発生するたびに激甚災害に対する特例法を制定して国庫補助の増高を図ってきました。このように激甚災害の発生につど個別的に立法化されることは、その間若干の混乱を惹起しがちであり、また、とかく総合性、合理性に欠けることもあるため、激甚災害に対処する措置法として昭和37年第41臨時国会において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）、（通称「激甚法」）が制定されました。

以上の経過により、現行の災害制度が確立されたわけですが、農地、農業用施設の災害復旧は主としてこの「暫定法」及び「激甚法」によって国庫補助がなされています。

§ 3 暫定法災害の要旨

1 暫定法の目的〔法第1条〕

わが国は気象的、地理的に災害が発生しやすく、特に南方から襲来する台風の通路にあたり、異常な天然現象に基づく災害は到底避けることができない位置に運命づけられており、毎年各種の災害はあとを断ちません。

その中で農林水産業施設の災害は農林漁家の経営の安定に影響するところが極めて大きいことは云うまでもなく、ひいては一般社会生活の安定にまで影響することとなります。従って、これら農林水産業の基本的な施設である農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及びその他農林水産業者の共同の利用に供する施設の維持を図ることが何よりも強く要請されるゆえんです。

農林水産業施設の設置、維持、管理はそれぞれの管理者が責任とその負担を負うべきですが、前述のような条件下にあるわが国において、災害復旧費は毎年莫大な額に上り、農林水産業者の経済力では災害の復旧を適切かつ敏速に処理することは困難ですので、都道府県が自ら行う、又は都道府県がその他の事業主体に対し補助するに要する経費に対して国が補助して、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的として暫定法が制定されました。

2 暫定法の対象となる農林水産業施設〔法第2条第1～4項〕

(1) 農地、農業用施設（農村振興局所管）

ア) 農地とは耕作の目的に供される土地をいい、土地台帳地目によるものではなく現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするれば

直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とします。〔詳細は了解事項「農地の解釈」を参照のこと〕

イ) 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設をいいます。

(2) その他の施設

ア) 林業用施設（林野庁所管）

林地の利用又は保全上必要な林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除きます。）及び林道をいいます。

イ) 漁業用施設（水産庁所管）

沿岸漁場整備開発施設（護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路等）並びに漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限ります。）

ウ) 共同利用施設（大臣官房（地方課）所管）

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場、鳥獣侵入防止施設その他の農林水産業者の共同利用に供する施設をいいます。

3 法の対象となる災害原因〔法第2条第5項〕

法律には暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって生じた災害を対象とすると定められていますが、異常な現象として取扱う限度については事務取扱要綱第3に次のように定められています。

- a 雨量……最大24時間雨量80mm以上。ただし、連続雨量又は時間雨量が大であった場合等はこの限りではありません。
- b 風速……最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/sec以上。
- c 洪水……その地点の水位がはん濫注意水位（はん濫注意水位（警戒水位）の定めがない場合は河岸高の1/2）以上。ただし、融雪出水のように比較的長期にわたり出水する場合等はこの限りではありません。
- d 干ばつ……連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）20日以上。

地震については特に震度を定めていません。また地すべりについてはそれ自体を異常な天然現象としています。詳細な規定については要綱第3

(国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲) を参照して下さい。

4 災害復旧事業の定義 (農村振興局所管)

国庫補助の対象となる災害復旧事業とは、前述の異常な天然現象によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とする工事で次の条件に合致するものをいいます。

- (1) 1箇所の工事が費用が40万円以上のもの。
- (2) 1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所の工事と見なします。ただし、同じ施設の被災箇所が150mを超えて離れていても、切り離して施行した場合はその復旧目的が達せられないもの、例えば一定の水位を保持することが必要なかんがい用水路のように何れか1箇所被災した部分が残っても、用水を水田まで導水することができないような場合は150mを超えて離れていても1箇所の工事と見なします。また2以上の施設が被災した場合で、これらを施設別に分離して施行することが、効用回復上、又は施行上困難な場合、これらの復旧工事の事業主体が同一であれば1箇所の工事として取扱います。例えば農地畦畔と水路護岸を兼ねる施設に隣接する農地復旧のようなものは1箇所の工事とします。
- (3) 原形復旧を目的とする工事とは、次のような工事をいいます。
〔詳細は査定要領(第12、13、14、15、19)参照〕
 - ア) 原形復旧……農地にあつては現況の農地種別どおり復旧する工事。
農業用施設にあつては、被災した施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事
 - イ) 効用回復……施設に被災がなくても、災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復するために行う工事
 - ウ) 原形復旧不可能な場合の復旧……被災した農地、農業用施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に当該農地及び農業用施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をつくる工事
 - エ) 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧……被災した施設を原形に復旧することは技術的には可能ではあるが、災害による状況変化等により原形に復旧することが著しく困難な場合又は原施設の効用回復上原形復旧することが技術的に不適當な場合等において

て、原形復旧に代えて必要な施設をつくる工事
オ) 施設を統合する復旧……被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合は、原施設の従前の効用回復を限度として施設を統合する工事

5 法の適用除外〔法第5条、令第9条、要綱第2、査定要領第7〕

次にかかげるものは法の適用除外となります。

(1) 1箇所の工事費が40万円未満、(2) 被害の事実のないもの、(3) 異常な天然現象によらないもの、(4) 過年災害によるもの、(5) 経済効果の小さいもの、(6) 対象外施設及び他の事業と重複したもの、(7) 維持工事と見られるもの、(8) 設計不備、施行粗漏、維持管理不良に起因するもの、(9) 他事業の施行中の災害、(10) 被害の小さい農地、(11) 小規模施設

6 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象〔法第3条〕

ア) 直接補助

都道府県が事業主体となって行う災害復旧事業に対しては、その事業費の一部（暫定法に定める補助率に見合う額）を国庫補助します。

イ) 間接補助

都道府県以外の団体等（市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、共同施行者等）が事業主体となって行う災害復旧事業に対して都道府県が暫定法に定める補助率を下らない比率による補助をする場合、国は、その補助に要する経費（暫定法に定める補助に見合う額）の全額を補助します。

(2) 補助率

災害復旧事業の国庫補助率は、その年の1月1日から12月31日までの間に発生した災害復旧事業費（査定額）を関係農家戸数で除した1戸当たり復旧事業費の額によって決定されることになっています。

また、その年を含む前3カ年間に法の適用となる災害を受けた市町村については、さらに補助率が増嵩されることもあります。

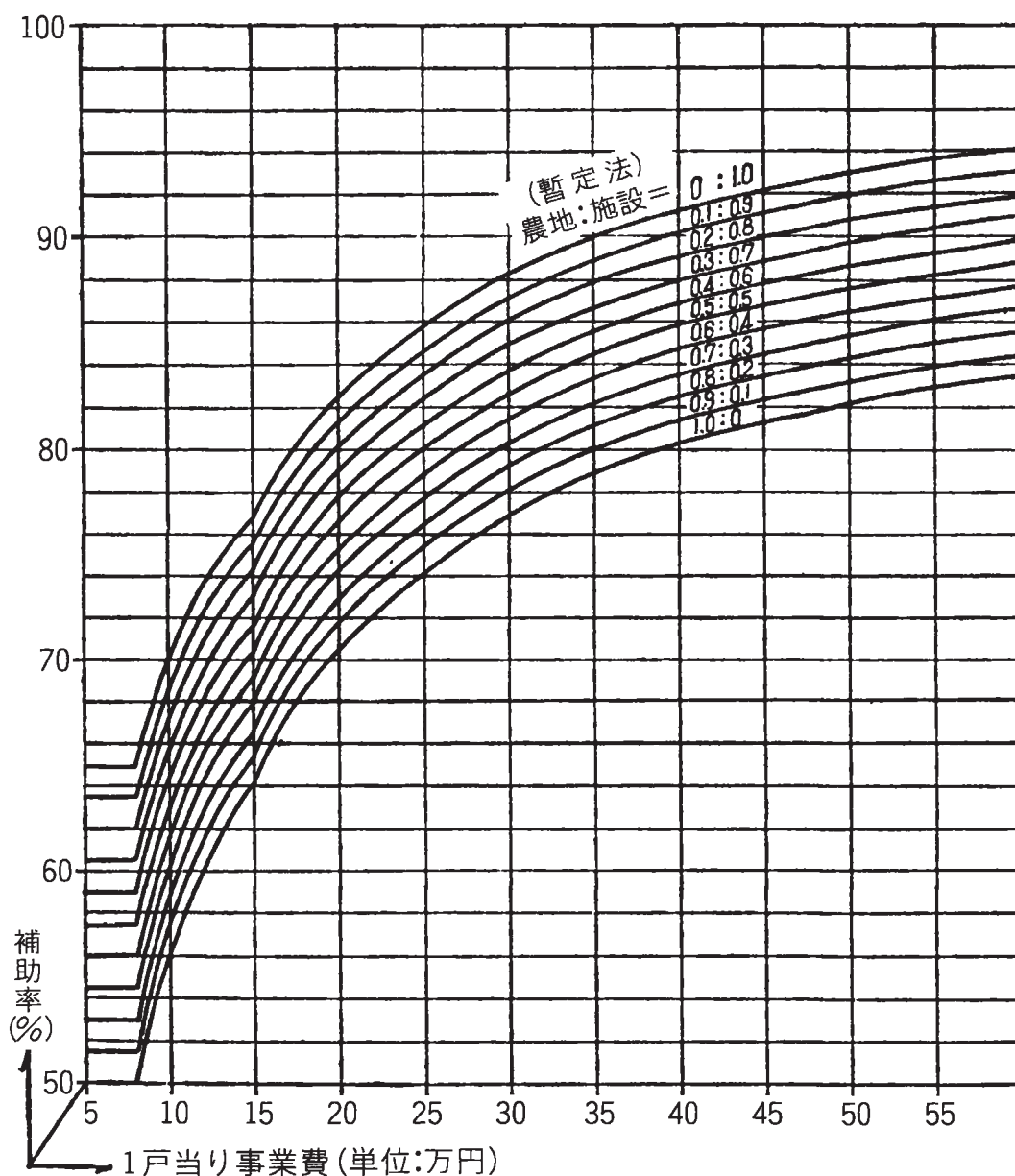
ア) 普通補助率〔法第3条2項〕

市町村ごと（市町村合併特例法により合併した市町村については合併の年及びこれに続く5カ年間は新、旧行政区画のうち有利なものをもって差し支えない。）にその年の1月1日から12月31日までの間に発生した災害復旧事業費（農地及び農業用施設の査定額の合計額）を

関係農家戸数で除した農家1戸当たり事業費が8万円以下の部分に対する補助率で、これを一般には普通補助率と呼んでいます。

この場合の補助率は、農地復旧に対しては50%（沖縄県80%）、農業用施設復旧に対しては65%（沖縄県80%）です。

暫定法災害補助率早見曲線



イ) 高率補助率〔法第3条3項、令第4条、令第5条〕

a 1次高率

前記1戸当たり事業費が8万円を超え15万円以下の部分については、農地復旧に対しては80%、農業用施設復旧に対しては90%を補助します。

b 2次高率

1戸当たり事業費が15万円を超える部分については、農地復旧に対しては90%、農業用施設復旧に対しては100%の補助をすることになっています。

ウ) 連年災害補助率〔法第3条の2、令第5条の2、令第5条の3〕

その年を含む前3カ年に災害が発生した市町村にあっては、その3カ年間の災害復旧事業費の合計額を当該年発生災害復旧事業費におきかえて前記ア)、イ)の方法により補助率を算出し、当該年発生災害復旧事業費のみによる補助率と比較して高率の方を当該年発生災害復旧事業の補助率とすることができます。ただし、これは①当該3カ年間の事業費が1戸当たり10万円を超え、かつ、②その年の発生災害による1戸当たり事業費が4万円を超える場合に適用するものとします。この場合、当該年を含む前3カ年間は、必ずしも毎年災害が連続していなくても差し支えありません。

(3) 補助率増高申請等の期限

ア) 暫定法 施行規則第1条第2項

補助率増高申請書及び連年災害補助率適用申請書は災害発生年の翌年1月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

イ) 激甚法 特別措置適用申請書に関する省令 第1条

特別措置適用申請書は災害発生年の翌年1月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

7 災害関連事業

災害関連事業は、災害復旧事業のみでは将来復旧施設が再度災害を被る

おそれがある場合に、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う事業で（災害関連農村生活環境施設復旧事業の落雷による災害は本事業のみで実施できる）、暫定法及び負担法によって補助されるものではなく、財務省と協議のうえ予算措置されるものです。災害関連事業は、農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、海岸保全施設等災害関連事業及び災害関連緊急地すべり対策事業等があります。

関連事業費については国の助成措置により一律に50%（沖縄県60%）補助されます。ただし、農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業（農業用施設に限る）、海岸保全施設等災害関連事業及び災害関連農村生活環境施設復旧事業にあつては、激甚災害に指定された災害であれば補助率及び負担率の嵩上げ措置があります。

8 激甚法の適用

（1） 激甚災害の指定〔激甚法第2条〕

激甚法は、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」あらかじめ中央防災会議の意見を聴いた上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定し、適用すべき措置をあわせて指定することとなっています。

（2） 激甚災害指定基準〔S37. 12. 7 中央防災会議決定〕

法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とします。

（A基準） 当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

（B基準） 当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地、農業用施設、林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの

(3) 局地激甚災害指定基準〔S43. 11. 22中央防災会議決定〕

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の査定事業費が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該査定事業費が1千万円未満のものを除く）が、1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の合計額が5千万円未満である場合を除きます。
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込み額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害。ただし、被害箇所がおおむね10未満のものを除く。

(4) 激甚災害の場合の補助率〔激甚法第5条、同令第14条、第15条、第16条、第17条〕

激甚災害に指定された災害の復旧事業については、暫定法の規定により補助額を算出し、その補助額を事業費から差引いたいわゆる補助残額（この場合、災害関連事業の農業用施設分を含み、補助率は通常の50%、ただし、沖縄県60%）の総額を、その被災した農地及び農業用施設の関係耕作者数で除した1戸当たりの負担額が2万円以上の場合には、暫定法による補助のほか、地元負担額を軽減するため、次により補助の嵩上げがなされます。

被災農家1戸当たりの補助残額の区分	嵩上補助率
～1万円	0%
1～2万円	70%
2～6万円	80%
6万円～	90%

1つの市町村にその1カ年間に激甚災害と激甚災害に指定されない普通災害の両方の復旧事業がある場合の補助率計算は次の順序で行います。

- a その1カ年間の復旧事業費の合計額（激甚災害、普通災害を合算）と、関係農家戸数により前記6（2）ア）～ウ）の方法による暫定法補助率を算出します。普通災害分に対する補助率はここで算出された率となります。
- b その1箇年間の激甚災害による復旧事業費だけを取り出して、その復旧事業費、関係農家戸数を算出します。この場合の復旧事業費には農業用施設に係る災害関連事業を新たに加算します。

- c 激甚災害復旧事業費に前記 a において求めた補助率を乗じて暫定法による補助額を算出する。この場合、災害関連事業の補助率は50%（沖縄県60%）です。
- d 激甚災害復旧事業費から前記 c によって求めた補助額を差引いて補助残額を求め、それを関係農家戸数で除して、1戸当たり補助残額を算出します。1戸当たり補助残額が2万円を超える場合は嵩上率が適用されます。
- e 嵩上額の計算は前記6（2）イ）暫定法補助率計算例に準じて行うものとし、農地、農業用施設、災害関連事業別に按分して算出します。

9 起 債

（1） 補助災害復旧事業債

災害復旧において、その事業主体が都道府県若しくは市町村の場合又は公共的団体である土地改良区等が実施する農地及び農業用施設の災害復旧事業に対して、都道府県や市町村が負担する場合において、国庫補助残額（以下補助残という）について起債が認められます。その概要は次のとおりです。

（令和3年起債充当率表）

区 分	充 当 率		算入率
	現 年 災	過 年 災	
農 地 復 旧	補助残のおおむね 90%	補助残のおおむね 80%	10年（うち据置2年）以内で 元利均等償還とします。 なお、元利償還額の95%が 基準財政需要額に算入されま す。
農業用施設復旧	補助残のおおむね 90%	補助残のおおむね 80%	
海岸保全施設及び地 すべり防止施設	補助残のおおむね 100%	補助残のおおむね 90%	基準財政需要額算入率95%
農業用施設災害関連	補助残のおおむね 90%	補助残のおおむね 90%	基準財政需要額算入率20%

（2） 単独災害復旧事業債

暫定法による補助を受けず、都道府県又は市町村が事業主体となり実施する災害復旧事業については、次のとおり起債が認められること

になっています。

区 分	起 債 充 当 率	算 入 率
農 地※	65%	算入率47.5～85.5% 〔財政力補正〕
農業用施設	65%	

※ただし、農地については激甚災害に係る1箇所の事業費が40万円以上の場合に限る。

10 農地等小災害復旧事業

暫定法の対象とならない災害復旧事業のうち、1箇所の工事費が13万円以上40万円未満のもの（小災害という。）で市町村が行う復旧事業については、災害発生年において次のとおり起債が認められることになっています。

激甚災害の小災害（小災害復旧事業債）…〔激甚法第24条、同施行令第44条〕

農地等の小災害復旧事業債を起こすことのできる市町村は、その年に発生した激甚法第5条に規定する農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置を適用することとされた激甚災害のために、当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業（暫定法第3条の規定によりその事業費を国が補助する補助事業及び小災害復旧事業の双方を含む。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であって、かつ、農地等小災害復旧事業債の起債の一件限度額を超える市町村となっています。なお、起債の充当率については一般被災地と被害激甚地に区分されます。

区 分	1戸当たり負担額	起債充当率		算入率
一般被災地	2万円以下の市町村	農 地 50%	農業用施設 65%	毎年度の元利償還に要する経費は基準財政需要額に算入される。 算入率100%
被害甚大地	2万円を超える市町村	農 地	2/5の部分50%	
		74%	3/5の部分90%	
		農業用施設	2/5の部分65%	
		80%	3/5の部分90%	

※1戸当たり負担額：その年に発生した激甚災害に係る暫定法による農地、農業用施設災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から国庫補助額を差し引いた当該市町村の関係耕作者1戸当たりの負担額

§ 4 災害発生から復旧工事完了まで

災害が発生してからこれを復旧するまでには、被災者、事業主体、関係官庁等それぞれの立場においていろいろなことを順序よく執り行わなければなりません。本章では災害発生から復旧工事完了までに行う諸事項について順序を追ってその概略を解説します。

1 災害の予防

災害はどんな形で、何時やってくるかわかりません。従って、予期される災害については当然常時において防災的維持管理又は応急工事用資材等を備蓄して対策に万全を期する必要があることは言うまでもないことですが、異常降雨、強風等の予報が発令された場合は、施設の管理者はあらかじめ施設を点検して、被災の原因となるような状態にあれば速やかにこれを整備しておく必要があります。

過去の災害の経験から災害予防上特に注意しなければならないものをあげると次のとおりです。

- ① ため池の貯水量を増大するために余水吐に土のう等を積んでいるもの
- ② 用排兼用水路における堰上角落工等が洪水時に容易に除去できない状態にあるもの
- ③ 井堰の洪水吐のように洪水の通水を目的とする欠口が、維持管理不良のため洪水時に開かないもの
- ④ ため池の流域内に積重ねた木材等が洪水によりため池内に流入して堤防を破損するか、又は余水吐にかかって洪水を堰上げるおそれのあるもの
- ⑤ 堤防の亀裂及び穴の放置
- ⑥ 洪水の流入するおそれのある用水路の取入口の閉じ忘れ
- ⑦ その他脆弱なる施設の放置

2 災害の発生

地震、落雷等のように一瞬にして発生する災害については手の施しようもありませんが、洪水のように時間的に余裕のあるものについては、災害のおそれのある箇所の警戒を充分にし、必要に応じて応急工事を行い、災害の発生又は拡大を防止するとともに被災時の気象状況、現地の状況等を写真等によって記録することも必要です。

3 応急仮工事（要綱第14、15）

不幸にして災害が発生した場合、被害を最小限度にくいとめるため必要

に応じて応急工事を実施します。応急工事はその目的によって次のような工事を行います。

- ① 被災した施設の増破防止のための工事。
- ② 農地が湛水した場合、作物被害を防止するために行う湛水排除工事。
- ③ 被災した施設のかんがい及び排水並びに交通等の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。

これらの応急工事のうちの大部分は被災時における緊急措置として、被災施設の関係者の手で自主的に実施される場合が多いのですが、これらのうち1箇所当たり20万円以上のもので農林水産大臣が特別の事情があると認めた応急工事は国庫補助の対象となるので、応急工事を実施したことが証明される現場写真（実施の必要性がわかるように実施直前の状況及び実施の各段階における状況等できるだけ詳細に記録することが肝要です。）出役人夫、購入資材等の証拠書類を整備しておく必要があります。

実施した応急工事が国庫補助の対象となるかどうかについては査定時に認否されますが、事務取扱要綱の規定に適合すると思われるものは、査定設計書に含めておく必要があります。

4 災害報告（要綱第5）

被害が発生した場合は、市町村、土地改良区、その他の施設の管理者は直ちに被災地域を調査し、被災した施設名、箇所数、被害額を把握します。（土地改良区等は市町村に報告します。）市町村は所管地域内の被害を取りまとめて都道府県の出先事務所、又は都道府県庁の耕地関係主管課に報告します。

都道府県は、その管内の被害を取りまとめて農林水産省農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告して下さい。

報告は、電話その他の方法をもって速やかに行う必要があります。

被害は、災害の規模の小さいときは比較的早くつかみやすいのですが、大災害となれば、その全体の被害を一度につかむことができないことがあるので判明したのから速報的に（少なくとも1日1回程度）順次報告を行い、当該災害の被害総額等を確認したときは遅滞なく被害報告書を作成し、直接農村振興局長及び地方農政局長に報告することになっています。被害報告の期限については特に限定されていませんが、災害復旧の緊急性に鑑みできるだけ速やかにすることが望ましく、大災害の場合においても最終的に全被害額は災害発生後3週間以内に報告することが望ましいもの

です。また、一都道府県の被害推定額が10億円以上の場合は、災害概要報告書を災害発生後1週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出することになっています。

被害報告額は①激甚災害指定の基礎②査定計画の作成③当該年度の所要額の推定等の資料となるので、特に正確を期する必要があります。

5 復旧計画の樹立

被災地域の関係者は、まず被災施設を復旧する場合の事業主体を定めることとなります（法第3条補助の対象参照）。ここで、復旧事業の規模が大きい又は高度の技術を要する復旧事業で、市町村等では事業実施が困難な場合は、都道府県が事業主体となる場合もあります。

その後、事業主体は、査定を受けるために災害復旧事業（補助）計画概要書を作成して申請を行う必要があります。

なお、災害復旧事業（補助）計画概要書については、被災後2箇月以内の提出を目標とし、遅くとも3箇月以内には提出できるように努めることが望まれます。

6 国及び都道府県等への支援要請

(1) 復旧体制の確立

農地、農業用施設の災害は、工種が多岐にわたるうえ、箇所数が非常に多いことから、各事業主体のみで被害状況調査や計画概要書の作成、実施設計書の作成、現場監督等の対応が困難な場合には、事業主体は技術職員の雇用、又は国及び都道府県等の支援等について考慮しなければなりません。技術職員の支援は主として、都道府県又は近隣市町村等の職員をあてる場合が多いですが、激甚な災害の場合は県内の職員だけでは不足することもあるため、国職員の支援を必要とする場合は、その人数、期間等を調査して、地方農政局（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）と調整の上、対応を行っています。主な応援体制は次のとおりです。

ア) 都道府県は、市町村等から派遣の要請を受けた場合、職員の派遣のみならず、都道府県及び市町村の技術職員配置状況等を勘案して復旧体制を確立し、必要に応じて、地方農政局へ派遣の依頼を行います。農林水産省では、大雨特別警報が発令された災害、大規模地震の発生等による災害を対象として、職員をプッシュ型で被災市町村に訪問させ、災害復旧の手続きのポイントの説明や災害対応状況と課題の把握を行う「災害トリアージ」を実施しており、都道府県からの依頼等に

応じ、初期情報収集、緊急概査又は技術支援のために、地方農政局や本省から、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）として調査員を派遣します。〔農地農業用施設災害緊急調査実施規程〕

イ) また、災害がある程度広範な地域に集中しており、これを市町村等で個々に復旧する場合は、その地域の各事業主体間の復旧方針、復旧工法等の調整及び一貫した技術支援を必要とすることがあるため、都道府県はその地域を管轄する災害復旧事務所等対応窓口を設けて復旧支援業務に専従できる方法をとることが望まれます。

ウ) 地震、豪雨等の自然災害が頻発する中、地方公共団体の技術職員が減少しており、農地及び農業用施設等の早期復旧に向けた被害把握から査定設計書の作成等の災害復旧事務の実施が課題となっています。

被災した地方公共団体に対して、国の職員派遣（MAFF-SAT）や自治法派遣による地方公共団体間の職員派遣等の措置が行われていますが、これらに加え、測量設計コンサルタント等の民間企業（以下、「コンサル」という。）による支援が必要です。

そのため、地方公共団体の範囲を超えた広域から測量設計コンサルを確保するため、農林水産省農村振興局と全国の農業土木関係のコンサルで構成される民間団体と協定を締結しましたので、本協定に基づく民間団体の協力による支援が必要な場合には、地方農政局へ相談してください。

（２） 復旧方針、復旧工法等の助言

ア) 事業主体が都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等と多く、技術力に差がある場合、又は事業主体の職員の中には、災害復旧に関する法令等の運用について経験が少ない場合もあるため、農林水産省では災害トリアージを行って技術的な支援を行っていますが、都道府県は、これらが適切に運用されるよう十分な支援が求められます。

イ) 被災後の状況を調査し、その災害の特徴を適確に把握し、被災状況に適合した復旧方針を明確にします。即ち、

a まず復旧計画の基準となる降雨量、洪水位（量）等を統一します。これは他省庁所管の河川災害等とも統一する必要があるため関係省庁の出先機関と協議を行います。

b 同一工種の復旧工法を統一するため、各工種について被災地域に

適合する工法を詳細に調整します。

7 査定前着工（応急本工事）〔要綱第14、15〕

災害復旧工事は、査定が終了し、農林水産大臣からの事業費決定通知を受けた後着工することを原則としていますが、止むを得ない理由により査定前に着工する必要がある箇所については、下記を除いて事業主体は着工前に都道府県及び地方農政局と打合せしたうえで、着工しても差し支えありません。これがいわゆる査定前着工です。

（事前打合せを要しないもの）

- ・土砂等堆積物の撤去
- ・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）
- ・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）
- ・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）

査定前に着工する必要がある箇所とは、

- a 被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物、人家、公共用施設等への被害を防止するため緊急に着工する必要がある箇所（農地を含む。）
- b 緊急に復旧すれば作付時期に間に合う農地の復旧等の箇所を言います。

申出を受けた都道府県及び地方農政局は、提出された、チェックシート及び被害状況写真、により被災事実、復旧工法、その他必要事項について確認して下さい。また、打合せを受けた地方農政局は査定前までに地方財務局へ応急本工事の概要を報告します。

この場合は特に第三者に対して、被災事実が確認できるような現場写真等を十分整備しておく必要があります。これらの手続きを怠った場合は、査定時において欠格として国庫補助の対象とならないことがあるので注意する必要があります。

8 設計単価及び歩掛りの同意〔要綱第7〕

災害復旧事業の申請をしようとする都道府県は、あらかじめ当該年の災害復旧事業の査定設計に使用する設計単価（総合単価を含む。）及び歩掛りを農林水産大臣と協議し、同意を得なければなりません。

9 災害復旧事業（補助）計画概要書（査定設計書）の提出〔令第1条の4、規則第1条、要綱第6〕

災害復旧事業を国庫補助の対象とするために行う申請で、事業主体が所

定の様式に従って箇所別に計画概要書を作成し、農林水産大臣に提出します。この災害復旧事業計画概要書（都道府県以外の者が行うものは災害復旧事業補助計画概要書）がいわゆる査定設計書です。

査定設計書を作成する際、特に注意すべき事項は次のとおりです。

(1) 受益戸数

農地にあっては1戸でも差し支えありませんが、農業用施設にあっては公共的施設であることが条件であるため必ず受益戸数が2戸以上のものでなければなりません。

(2) 二重採択防止（S30. 7. 23 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書）

他省庁所管施設と隣接するものは重複して申請するおそれがあるので災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書（建設省河川局長、農林省農地局長、林野庁長官）によって他省庁機関と十分打合せを行い、協定書を取り交したうえで申請（協定書添付）します。

(3) 計画概要書の作成（昭和43年農林省告示第1487号）

計画概要書の作成に当たっては、現場調査を行い、必要に応じて都道府県及び地方農政局の支援を得て復旧計画を樹立しなければなりません。

(4) 被災写真の整備

計画概要書には必ず被災箇所の状況写真を添付します。即ち、査定は現地査定を原則としていますが、場合によっては机上査定となることや実施後において会計検査院の検査等が行われることもあるため、被災後日数が経つにつれて、現場の状況が変化しても、被災時における被災状況が確認できるよう詳細に写真を撮っておく必要があります。

写真は被災箇所全体の状況がわかる全景写真と、さらに部分的に被災が確認できる部分写真に分け、部分写真は水路、道路等の路線工作物にあっては各測点毎のもので、箱尺、ポール等を入れて点間距離断面の大きさが推測できるようにします。また農地復旧の部分写真は一筆ごとに撮るものとし、平面図にカメラ位置、方向及び写真中の地形、地物を記入します。土砂埋没の場合には堆積土砂厚さ等を確認できるよう掘さく面の写真も添付します。なお、現地で確認した起終点等が写真又は画像（三次元点群測量などにより取得した点群データから作成）で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによ

りポール等の設置を省略することも可能です。

10 査 定〔令第3条、査定要領第9、第10、第11〕

都道府県知事から提出された計画概要書に基づいて農林水産省は係官を現地に派遣して査定を実施します。この場合、財務省財務関係職員が立会します。

査定は、原則として箇所ごとに現地において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適正でないものは訂正するわけですが、必ずしも申請額を減額する目的で行うものではなく、あくまで適正な事業となるよう行うものです。

なお、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上査定とすることができます。

査定の結果、査定要領（第18）に規定されている事項に適合するものは保留事項とし、農林水産、財務両本省間で協議します。

査定が終了した場合は、地方農政局長はその結果をまとめて農村振興局長に対し、査定調書を速やかに提出します。これと同時に財務省地方財務局長は立会調書を財務本省に提出します。この場合、保留となった箇所があれば査定調書及び立会調書に保留箇所別調書を添付します。

このほか、近年、自然災害が激甚化頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員が減少していることから、災害復旧事業にかかる事務を効率的かつ円滑に実施していく必要があります、このため、災害野帳を作成する場合や災害査定における関係書類の修正作業は、以下のとおり実施して下さい。

（1）災害野帳の作成

都道府県において災害野帳の様式を定めている場合には、災害復旧事業計画概要書等の様式や任意の既存資料を活用して作成することを可能とするなど、都道府県は、市町村等申請者の事務負担軽減に努めて下さい。

（2）災害査定における関係書類の修正作業

災害査定において、査定設計書に修正が生じた場合には、その修正箇所について上段に修正した内容を記載していますが、修正の無い箇所の上段書き（変更が無い旨の「〃」の記載）は必ずしも必要とせず、また、修正箇所についても、必ずしも手書きである必要はなく、電子媒体による修正書きも可能ですので、事務の効率化・円滑化に努めて下さい。

11 大規模災害査定方針

大規模災害が発生し、その災害が激甚災害指定又は指定の見込みが公表された場合、対象区域において「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下「大規模災害査定方針」という。）が適用されます。

対象区域は、当該激甚災害に係る対象施設の種別別の被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数よりも多い区域（都道府県）となります。

大規模災害査定方針が適用された区域においては、机上査定限度額が査定予定件数の約9割まで引き上げられるほか、事業実施計画概要書等に添付する図面や写真等の添付の簡素化、概要書又は設計書に添付する図面等の簡素化等を行うことができますようになります。

なお、大規模災害査定方針の対象事業は、暫定法及び負担法に係る災害復旧事業ですが、計画概要書等に添付する図面等の簡素化は、災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業についても対象となります。

12 災害復旧事業費の決定〔令第3条〕

農林水産本省は提出された査定調書の査定額を、財務本省に提出された立会調書と照合を行い、突合が了すれば、その旨を地方農政局長等に通知します。通知を受けた地方農政局長は事業費を決定し、地方農政局長名をもって各都道府県に対し、事業費の決定通知を出します。

なお、保留となった箇所については両省間で協議して、これを解除したうえ決定します。

また、一部の災害関連事業については、箇所別に農林水産、財務両省で協議して、災害復旧事業と同様に決定通知を出します。

13 事業着手〔令第3条〕

農林水産大臣から事業費の決定通知を受けた場合は、補助金交付決定前でも都道府県が行う災害復旧に係る計画概要書、都道府県以外の者が行う災害復旧に係る（補助）計画概要書に基づき事業に着手してよいこととなります。これがいわゆる施越工事です。

ただし、査定が終了し、いまだ決定通知を受けていないものでも、特に緊急度の高いもので早急に着工を要する場合は、査定時に保留とならなかった箇所についてのみ都道府県の指導のもとに着工することもできます。これがいわゆる決定前施行です。

事業の実施にあたっては、詳細な現地調査を行ったうえ査定によって決定された規模、工法によって行うものとしませんが、やむを得ない理由があれば査定時の事業内容に変更を加えることができます。また事業実施に使

用する単価、歩掛りはその現地に適合したものを使用するものとします。

14 事業計画の変更〔令3第条、規則第3条〕

やむを得ない理由により事業計画の変更、並びに事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の同意を得、又は報告を行わなければならないことになっていますが、変更の内容が軽微なものは農林水産大臣の同意を得る必要はなく、知事権限で処理することができます。

事業計画は、計画概要と年度計画の2つに分けられ、計画概要を変更する場合は規則第3条及び農林省告示によって農林水産大臣の同意を受けます。また年度計画はその年度の予算割当を受けた場合、施行令第7条により提出する補助金交付申請書に添付するもので、その変更は規則第3条によって同意を得なければなりません。事業費決定後において計画変更によって事業費に変更を来たした場合においても補助率の変更は行いません。

なお、増破等の取扱いは新たな被災部分の復旧費が40万円に満たない場合は、計画変更によって処理します。

このほか、効率的かつ円滑に事業を実施するため、あらかじめ農林水産大臣の同意を要する変更を行う場合において、変更内容の適法性など、事業実施主体で判断に迷う案件は、工事中断の発生や事業計画の変更に係る手続きの手戻りが生じることがないように、事業主体は、事前に都道府県や地方農政局へ相談（打合せ）することが重要です。

また、都道府県は、国との協議を要しない軽微な変更において、都道府県へ事前に協議や承認を要するものを必要最小限とするなど、市町村などの事業主体の事務負担の軽減に努めることも重要です。

15 補助率の決定〔令第4条、第5条、第5条の2、第5条の3、規則第1条、要綱第18〕

当該年に発生した災害の事業費（災害関連事業を含む）が決定された場合は、翌年1月31日までに都道府県知事は補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書、特別措置適用申請書、市町村別補助率増高資料（計算書）を農林水産大臣に提出します。農林水産大臣はこれ等の申請書を審査のうえ地域を指定してこれを官報に告示し、都道府県知事に市町村ごとの具体的な補助率を通知します。

16 予算措置及び復旧進度

災害復旧事業はその年度の実施事業費に対し、決定された補助率により

補助されます。ただし、災害復旧事業は施越工事が認められていることから、事業主体が各年度の割当額を超えて実施したものに要する補助金は翌年度以降に交付されます。

災害復旧事業は原則として、災害発生年の4月に始まる会計年度を含む3箇年度以内に完了させることとしています。復旧進捗は、初年度に30%、2年度までに80%を目安としており、当初予算ではこの進捗を確保するため必要な経費が計上されます。当該年に発生する災害については当初予算編成時には実績がないため、災害の発生量を過去のデータ等から推定して所要額を計上します。最近の実績では、補正予算により高い復旧進捗が確保され、早期復旧が図られています。

17 補助金の交付〔令第6条、第7条、規則第4条、適化法〕

当該年度における予算割当通知を受けた都道府県は、通知を受けた日から60日以内に補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、補助金交付規程（間接補助のみ）を添付して農林水産大臣に提出します。農林水産大臣はこれを審査のうえ補助金の額を決定し、その結果を都道府県に通知します。

18 復旧事業の実施〔法第6条、適化法第11条、第12条、要綱第16、第20、規則第1条〕

事業は各事業主体によって実施されますが、災害復旧事業は補助事業であり国庫補助の適正な実施を期するため、事業の監督はすべて都道府県が行うことになっています。都道府県は補助金を交付された箇所について、その年の12月31日現在の実施状況をその年度の1月31日までに農林水産大臣に提出しなければなりません。工事は所定の帳簿等を整え設計書、図面、仕様書に基づき正確に実施することは勿論ですが、特に工事中の写真は各段階について詳細に記録保存し、出来高及び実施の状況過程が確認できるようにすることが必要です。

工事中に生じた手戻り、増破等は設計変更又は新規発生災害として処理します。また工事が予定期間内に完了しないときは、都道府県は、農林水産大臣に報告しなければなりません。

19 事業成績書〔令第8条、規則第6条、適化法第14条〕

補助金の交付を受けた事業が完了（年度実施分）した場合は、事業成績書及び収支精算書を提出します。提出期間は事業完了の日から1箇月後と、補助金交付の翌年度の4月10日（特に事情のある場合は4月30日）のいずれか早い期日までに、部数は正副2部を農林水産大臣に提出します。

ただし、補助金の全額を前金払又は概算払により交付されたものは、翌年度の6月10日までとなっています。また、補助金を返還するものについては、その提出時期を農林水産大臣が指定します。

20 しゅん工認定〔要綱第20〕

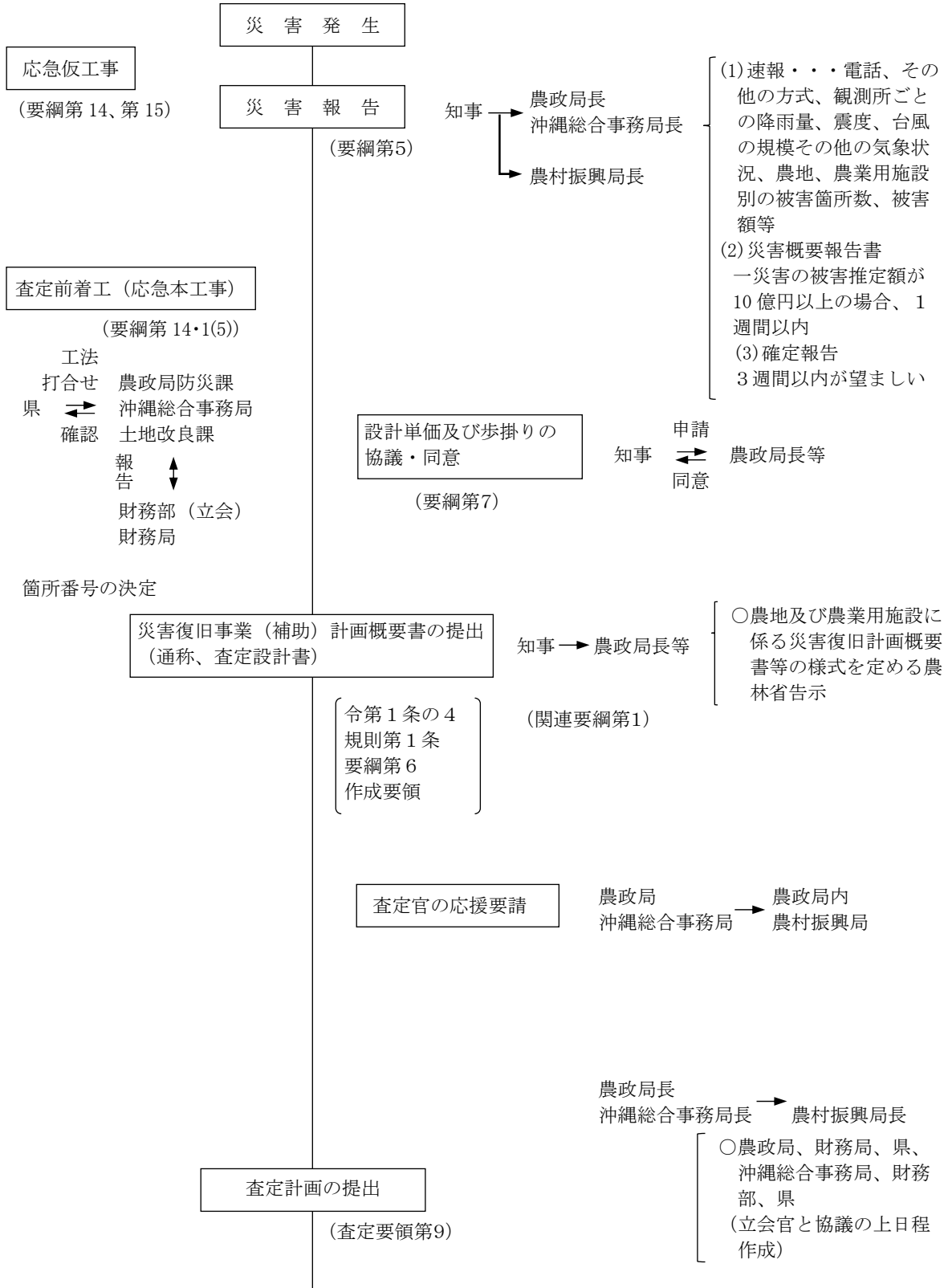
事業のしゅん工認定は都道府県営事業（直接事業）については地方農政局、その他の団体等の実施した事業（間接事業）については都道府県が行います。しゅん工認定は、書類検査と現場検査に区分され、技術、事務の両面から細部にわたり厳正に実施されることとなります。

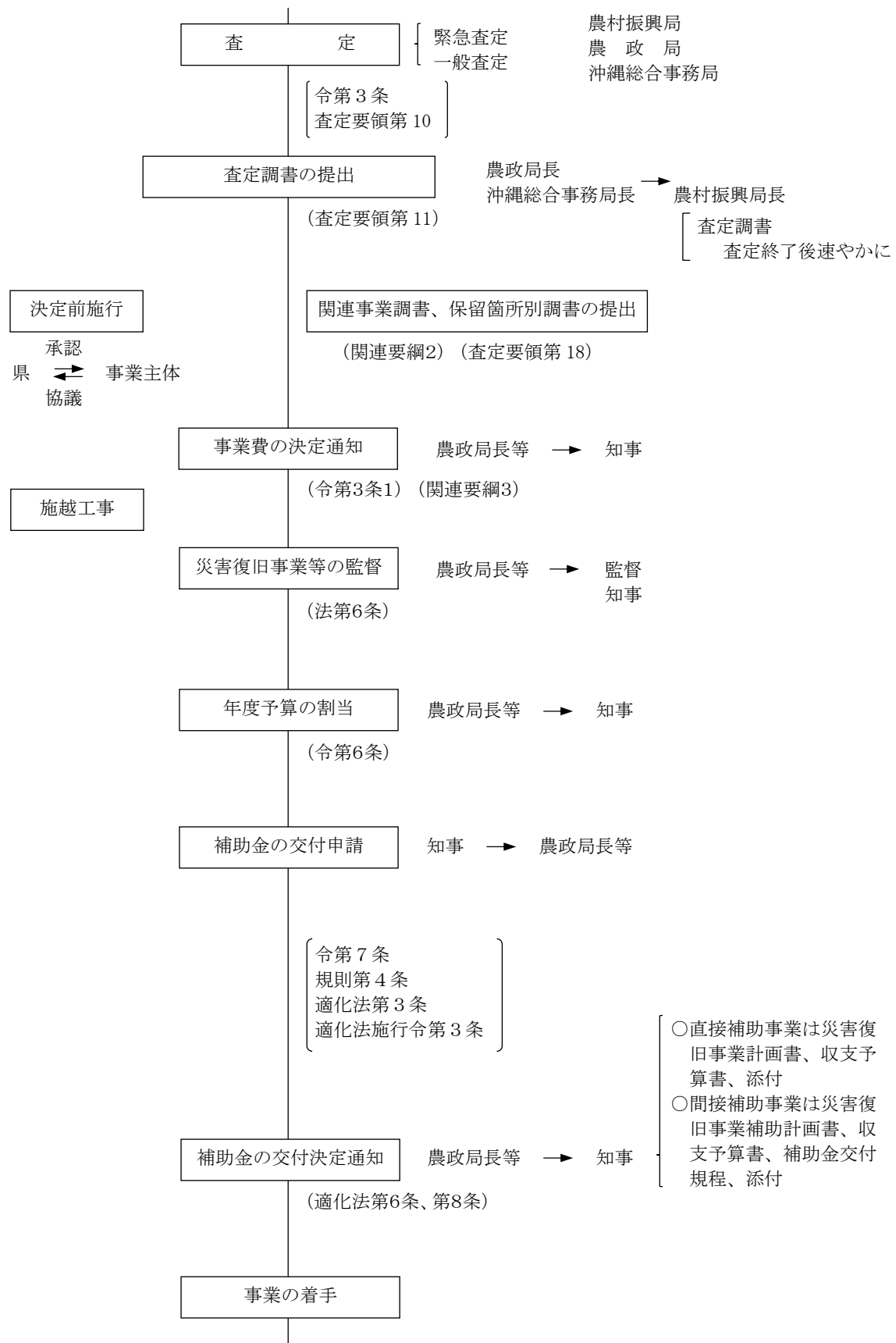
21 災害復旧事業メニュー一覧

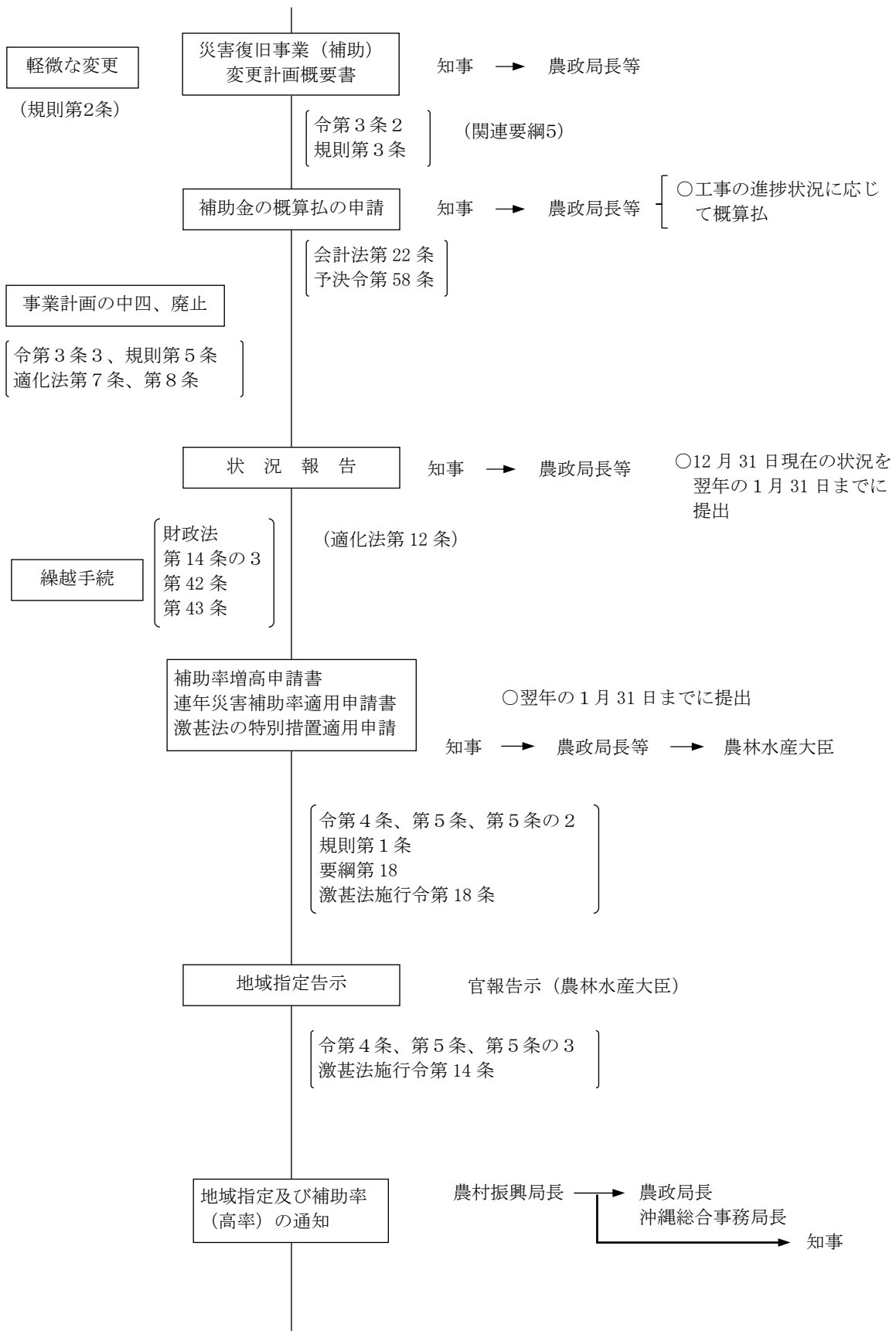
事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件	補助率又は負担率
農地災害復旧事業	農地の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの	50/100 沖縄80/100 〔暫定法の高率補助及び激甚災害の嵩上げあり〕
農地災害関連区画整備事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理	都道府県 市町村 土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく、事業効果大のもの	50/100 〔農業用施設にあっては激甚災害の嵩上げあり〕
農業用施設災害復旧事業	農業用施設の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの	65/100 沖縄80/100 〔暫定法の高率補助及び激甚災害の嵩上げあり〕
直轄・代行災害復旧事業	直轄・代行土地改良事業に係る農地・農業用施設の災害復旧	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上（1箇所75万円以上のもの）であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の1%を超えるもの 完了地区においては1箇所の事業費が2,000万円以上のもの	65/100 北海道・離島・奄美 85/100 沖縄90/100 〔土地改良法の 高率負担あり〕
農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの	50/100 (沖縄60/100) 〔激甚災害の嵩上げあり〕
ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、被災ため池と一連の地域内又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費が1,500万円以上、復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果が大であって、総貯水量が1,000m ³ 以上、かつ堤体の漏水、変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設のぜい弱化等が生じているもの	50/100 〔激甚災害の嵩上げあり〕
海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県 市町村	1箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの	2/3等 北海道・離島・奄美・ 沖縄・小笠原諸島（4/5 に満たない場合）4/5 〔激甚災害の嵩上げあり〕
直轄海岸保全施設災害復旧事業	国が施行する海岸保全区域に係る海岸保全施設の災害復旧	国	1箇所の事業費が75万円以上のものの合計が500万円以上、かつ当該年度の残事業費の1%を超えるもの	2/3等 北海道・離島・奄美・ 沖縄・小笠原諸島（4/5 に満たない場合）4/5 〔激甚災害の嵩上げあり〕

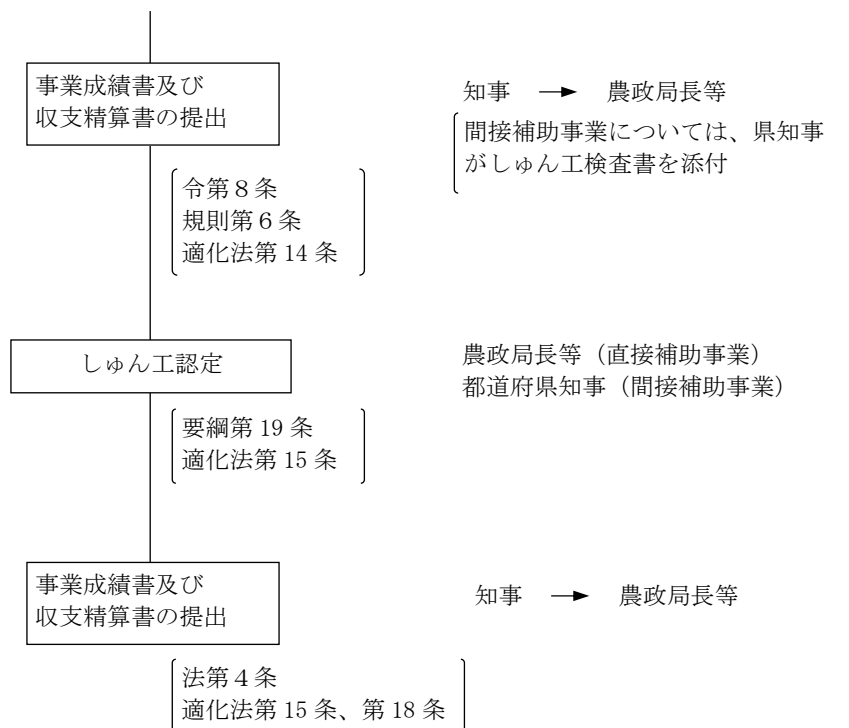
事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件	補助率又は負担率
海岸保全施設 災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行 う当該被災施設又は一連の施設整備	都 道 府 県 市 町 村	1箇所工事費が600（県、指定都市800） 万円以上、かつ復旧工事費を超えないもの であって、他の改良計画がなく、効果大の もの	1/2 北海道・離島5.5/10 沖縄3/5 奄美2/3 〔激甚災害の嵩 上げあり〕
災害関連緊急 大規模漂着流 木等処対策事 業	洪水、台風等により海岸に漂着した 流木等が海岸保全施設の機能を阻害 する場合に緊急的に実施する流木等 の処理	都 道 府 県 市 町 村	一の事業主体の事業費が200万円以上、か つ海岸保全区域内、海岸保全施設の区域及 びこれら施設から1km以内の区域に漂着し た漂着量が1,000m3を超えるもの	1/2
地すべり防止 施設災害復旧 事業	地すべり防止区域内の地すべり防止 施設の災害復旧	都 道 府 県	1箇所の工事費が120万円以上のもの	2/3等 北海道・離島・奄美・ 沖縄・小笠原諸島（4/5 に満たない場合）4/5 〔激甚災害の嵩 上げあり〕
直轄地すべり 防止施設災害 復旧事業	国が施行する地すべり防止区域に係 る地すべり防止施設の災害復旧	国	1箇所の事業費が75万円以上のものの合計 が500万円以上、かつ当該年度の残事業費 の1%を超えるもの	2/3等 北海道・離島・奄美・ 沖縄・小笠原諸島（4/5 に満たない場合）4/5 〔激甚災害の嵩 上げあり〕
地すべり防止 施設災害関連 事業	地すべり防止施設の災害復旧に併せ て行う当該被災施設又は一連の施設 の整備	都 道 府 県	1箇所の工事費が800万円以上、かつ復旧 工事費を超えないものであって、他の改良 計画がなく、効果大のもの	1/2 〔激甚災害の嵩 上げあり〕
災害関連緊急 地すべり対策 事業	地すべり防止区域内において緊急に 実施することが必要と認められる地 すべり防止工事	都 道 府 県	1箇所の事業費が600万円を超えるもの	溪流工事2/3、その他工事1/2
直轄地すべり 対策災害関連 緊急事業	直轄工事の施行区域又は当該年度内 の施行が確実な区域において当該年 度内に緊急に行う必要があると認め られる地すべり防止工事	国	1箇所の事業費が600万円を超え、かつ当 該年度内に地すべり防止工事が予定されて いないもの	溪流工事2/3、その他工事1/2
災害関連農村 生活環境施設 復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被 災した農村生活環境施設（農業農村 整備事業で実施したものに限る。）の 災害復旧	市 町 村 土地改良区等	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益 戸数2戸以上であって、維持工事、維持管 理不良、設計・施工不良、他の事業の施工 中に生じたものでないもの	50/100 〔激甚災害による集落排水施設復旧事業費、そ の他の農村生活環境施設復旧事業費が甚大な 市町村（6,000万円以上等）80/100〕
特殊地下壕対 策事業	農地等の災害復旧事業に伴う場合又 は農地等に対する危険度が増し放置 し難い場合に、特殊地下壕の埋戻 し、防災処理等を実施	都 道 府 県 市 町 村	1箇所の工事費が200万円以上のもの	50/100
湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域におい て、土地改良区等が行う湛水排除	土地改良等	浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上で ある区域であって、湛水排除量が30万m3を 超えるもの	9/10

22 農地、農業用施設災害復旧事業の手続一覧









根拠法令等

- 財政法 …… (昭 22 年法律第 34 号)
- 会計法 …… (昭 22 年法律第 35 号)
- 予決令 …… 予算決算及び会計令 (昭 22 年勅令第 165 号)
- 適化法 …… 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭 30 年法律第 179 号)
- 適化法施行令 …… “ “ “ 施行令 (昭 30 年政令第 255 号)
- 激甚法施行令 …… 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令
(昭 37 年政令第 403 号)
- 法 …… 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(昭 25 年法律第 169 号)
- 令 …… “ “ “ 施行令 (昭 25 年政令第 152 号)
- 規則 …… “ “ “ 施行規則 (昭 25 年農林省令第 94 号)
- 要綱 …… 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱 (昭 40.9.10 40 農地D 第 1130 号)
- 作成要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領 (平 5.6.16 5 構改D 第 421 号)
- 査定要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業査定要領 (昭 40.9.10 40 農地D 第 1128 号)
- 関連要綱 …… 農業用施設災害関連事業の実施について (昭 40.9.10 40 農地D 第 1129 号)

※農政局長等：地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）
 ※本手続き一覧は、農林水産大臣から農政局長等への権限の委任後における手続きを示したものである